

## 国家秘密法（スパイ防止法）の一日も早い制定を求める意見書

我が国におけるスパイ事件は、ゾルゲ事件を筆頭にラストボロフ事件、外務省スパイ事件、防衛庁秘密漏えい事件、レフチェンコ事件など枚挙にいとまがなく、ここ数年でも研究者がロシアに軍事転用可能な機密部品を渡したニコン事件や、デンソーの中国籍技術者による凶面データの大量不正持ち出し事件などが発生している。

また最近でも、在日中国大使館一等書記官によるスパイ疑惑事件など、外国人によるスパイ活動が活発化し、機密情報の漏えいによりあまりに無防備な国として国際的には「スパイ天国」とさえ言われてきた。

国の法整備としては、平成21年に軍事転用可能な技術や機密情報の海外流出防止と産業スパイの取り締まり強化を目的にした改正外為法と改正不正競争防止法が成立したほか、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法や自衛隊法、原子炉等規制法などに部分的な取り締まり規定はあるものの、スパイ行為を包括的に取り締まる法律はない。このため、例えば、日本で情報の不正持ち出しが行われたとしても、スパイ行為はおろか、窃盗罪に問うことさえできず、外国人登録法や出入国管理法違反などの軽い処罰しかできないのが現状である。

このように、個別法による対応はすでに限界に来ており、今こそスパイ行為を総合的かつ包括的に取り締まるための法整備が求められている。世界的にはほとんどの国がスパイ防止法を制定し、国家機密の保護を当然の責務としているにもかかわらず、日本だけが情報漏えいにより国益を損なう事態となることをいわずらに見過ごすことは許されない。

よって、国においては、国家の安全保障と国民生活の安心安全のため、実効性ある国家秘密法（スパイ防止法）の一日も早い制定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月12日

徳島県議会議長 榎 本 孝